

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【公開番号】特開2018-87822(P2018-87822A)

【公開日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2018-18410(P2018-18410)

【国際特許分類】

G 01 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 01 B 5/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上面に測定対象物を載置する定盤と、前記定盤を跨ぐように2つの支柱で支持された門型のYキャリッジと、前記Yキャリッジから前記定盤側へ延びる測定プローブと、を備えた三次元座標測定装置において、

前記2つの支柱の一方の側にあり前記Yキャリッジを前記定盤に対してY軸方向に沿って移動させる駆動手段を備える第一の支柱部材と、前記第一の支柱部材に追従移動する第二の支柱部材を有し、

前記定盤の前記第一の支柱部材側には、前記Y軸方向に平行なガイド部であって且つ前記定盤の一部からなるガイド部が形成され、

前記第一の支柱部材は、前記ガイド部の両側面であるガイド部側面と、前記ガイド部の上下面であるガイド部上下面と、を挟み込むことにより前記第一の支柱部材を前記定盤に支持させる上下両側面支持部を有する三次元座標測定装置。

【請求項2】

前記ガイド部は、前記定盤の上面に溝入れして区分けされた前記定盤の前記第一の支柱部材側の一部分である請求項1に記載の三次元座標測定装置。